

多様な働き方推進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 本要領は、京都府中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が仕事と家庭の両立に向け、多様な働き方の仕組みづくりを進めるとともに、人手不足が顕著な府内中小企業者等の人材確保・定着の促進を目的に、多様な働き方を推進する中小企業者等を支援する補助金の交付等に関し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多様な働き方 仕事と生活との調和を保ちつつ、その意欲及び能力に応じて、安定して仕事を続けることができる働き方をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者、社会福祉法人、医療法人及び特定非営利活動法人をいう。
- (3) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業をいう。
 - ア 中小企業者以外の者（会社及び事業を営む個人に限る。）との間に、総株主又は総社員の議決権の2分の1以上に相当する議決権を単独で有する関係（以下「直接支配関係」という。）がある者
 - イ 中小企業者以外の者及び当該者との間に直接支配関係がある者（会社及び事業を営む個人に限る。）との間に、総株主又は総社員の議決権の3分の2以上に相当する議決権をこれらの者が共同で有する関係がある者
 - ウ 中小企業者以外の者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- (4) 会社 会社法（第17条法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (5) 子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言 多様な働き方を実現し、子育て世代だけでなく、誰もが働きやすい魅力のある職場をつくるため、企業が従業員に対して行う具体的な行動の宣言
- (6) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、京都府内に事業所を有し、かつ、子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言（以下「職場づくり行動宣言」という。）を行う中小企業者等で、以下のいずれかに該当するもの（みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出資を受けていないものに限る。）であり、本要領により中央会において実施される補助金の交付の対象となるものをいう。

- ア 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者
- イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
- ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
- エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、知事と協議の上、特に中央会が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象者としな
いものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗
営業（まあじゃん屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らか
に食事の提供が主目的なものは除く。）、性風俗特殊営業、その他風俗上好ま
しくない者
- (2) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲
げる暴力団員等
- (3) 前各号に掲げる者のほか、中央会が不適當であると認める者

（補助事業の内容）

第4条 補助事業の内容は、補助対象者が京都府内において実施する次の各号に
掲げる事業とする。

- (1) 仕事と生活の両立支援及び人材の確保・定着に向けたコンサルタントの導
入など自社の多様な働き方を推進する事業
 - (2) 多様な働き方を支援する情報通信機器などの設備、保育施設等の設置
 - (3) 多様な働き方の推進の取組を発信し、人材確保に繋げるための企業説明会
への出展、PRグッズの作成、人材紹介の活用、求人媒体への掲載
 - (4) 多様な働き方の理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加
 - (5) 前号までに掲げるもののほか、京都府と協議の上、中央会が特に必要と認
める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としな
いものとする。ただし、京都府と協議の上、中央会が必要と認める場合は、この限りで
はない。
- (1) 他の補助金等の交付を受けて行われる事業
 - (2) 特定の政治に関連した事業
 - (3) 特定の宗教に対する援助、助長、促進、圧迫、干渉等となるような事業
 - (4) 事業効果に継続性が欠けると認められる事業
 - (5) 次条に定めるところにより算出した補助金の交付の対象となる経費（以下
「補助対象経費」という。）が5万円未満の事業

（補助対象経費等）

第5条 補助事業のうち、補助対象経費、補助対象外経費、補助対象期間、補助
率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金
を交付する。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助限度額の
いずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの
とする。

（補助金の申請等）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、多様な働き方推進事業費補助金交
付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、中央会が定め
る日までに提出しなければならない。

- (1) 職場づくり行動宣言
- (2) その他中央会が必要と認める書類

（事前着手）

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合（当該事業に
係る契約を締結した場合を含む。）は、補助金の交付を受けることはできな
い。ただし、やむを得ない事由により、当該事業に係る補助金の交付の申請を

行った日から当該申請に係る補助金の交付決定前までに当該事業を実施しようとする場合（当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。）において、別に定める多様な働き方推進事業費補助金事業事前着手届（別記様式第2号）を中央会に提出して、その承認を受けたときは、この限りでない。

（補助金の交付の決定等）

第9条 中央会は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査をするものとし、その結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 中央会は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

3 中央会は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助対象者は、前条第3項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、中央会が別に定める期日までにその理由を記載した書類を提出して、交付申請を取下げることができる。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、多様な働き方推進事業費補助金事業変更承認申請書（別記様式第3号）を中央会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、金額の変更のない軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の規定は、事業を中止し又は廃止しようとするときにおいて準用する。この場合において、前項の規定中「多様な働き方推進事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）」とあるのは「多様な働き方推進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）」と読み替えるものとする。

3 中央会は、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助事業遂行の義務）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

（補助事業の実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して14日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月10日のいずれか早い日までに多様な働き方推進事業費補助金事業実績報告書（別記様式第5号）を中央会に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 中央会は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容（第11条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 中央会は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その補助事業に関

して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- 2 中央会は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者
に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 中央会は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、中央会が別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、中央会が定める期間内に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供しようとするときは、中央会の承認を得なければならない。

- 2 中央会は、前項の承認を受けた補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を中央会に納付させることができる。

(立入検査等)

第 18 条 中央会は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(補助金の支払、請求)

第 19 条 中央会は、第 14 条により補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、多様な働き方推進事業費補助金支払請求書（別記様式第 6 号）により、中央会に補助金の支払請求を行うものとする。

(補助金の経理)

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第 21 条 この要領により中央会に提出する書類の部数は、1 部とする。

(補 則)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、中央会が別に定める。

(附 則)

この要領は、令和元年 5 月 15 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	<p>講師謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、教育研修費、広告宣伝費、出展費、ホームページ作成費、求人媒体作成費、役務費、委託料、備品購入費、多様な働き方の推進に繋げる機器のレンタル、リース及び購入経費並びに施設整備費、その他京都府と協議の上、中央会が必要と認める経費</p> <p>※講師謝金の単価は、補助事業者が定める規程等によりその単価の根拠が明確であり、その金額が社会通念上妥当なものであること。</p> <p>※講師謝金単価を内規等により定めていない場合、京都府中小企業団体中央会が別に定める謝金の支出基準により支出すること。</p>
補助対象外経費	<p>次に掲げる経費</p> <p>ただし、京都府と協議の上、中央会が必要と認める場合を除く。</p> <p>(1) 補助事業者の事業の運営に係る経常的な経費</p> <p>(2) 人件費</p> <p>(3) 個人給付的な経費</p> <p>(4) 用地の取得費及び補償費</p> <p>(5) 公租公課（消費税等）</p> <p>(6) 官公署に対する支払う手数料等</p> <p>(7) 振込手数料</p> <p>(8) 飲食・接待費</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として不適切と認められる経費</p>
補助対象期間	補助金の交付のあった年度の2月29日まで
補助率	<p>補助対象経費の2分の1以内</p> <p>ただし、以下に該当する者は3分の2以内</p> <p>(1) 小規模企業者</p> <p>(2) 複数事業者が共同で事業実施する場合（当該複数事業者が、直接支配関係にある場合を除く。）</p>
補助限度額	<p>1 補助事業者当たり上限50万円。また、複数事業者が共同で事業実施する場合は上限100万円（当該複数事業者が、直接支配関係にある場合を除く。）。ただし、就業規則の作成又は見直しに係る経費は、10万円（その他の規程、労使協定等の作成又は見直しに係る経費含む。）。なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

<p>※京都府中小企業団体中央会 講師謝金支出基準（10.21%の源泉徴収をする）</p>		
(1) 大学教授、弁護士及び公認会計士等	1時間	50,000円を限度とする。
(2) 大学准教授・講師、技術士、司法書士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、ITコーディネータ等	1時間	40,000円を限度とする。
(3) 民間企業の場合		
① 企業経営者等	1時間	40,000円を限度とする。
② 部長クラス	1時間	30,000円を限度とする。
③ 課長クラス	1時間	20,000円を限度とする。
④ その他	1時間	15,000円を限度とする。
(4) 社団法人・組合等の場合		
① 役員等	1時間	40,000円を限度とする。
② 事務局長	1時間	30,000円を限度とする。
③ その他	1時間	20,000円を限度とする。